

## 安城市新美南吉絵本コンクール選定委員会設置要綱（案）

## （設置）

第1条 安城市ゆかりの童話作家・新美南吉の作品を絵本にするための全国公募を実施するに当たり、広く有識者から意見を求めるため、安城市新美南吉絵本コンクール選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、全国公募で新美南吉の作品を絵本にするための募集要項（以下「要項」という。）の原案を策定するとともに、応募作品の審査などを行うこととする。

## （組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、有識者のうちから教育長が委嘱する。

3 教育長は、特に専門的な知識経験を有する者からの助言を必要とするときは、その者を助言者として委嘱することができる。

4 委員及び助言者の任期は、委嘱の日から絵本の印刷製本が完了するまでとする。

## （会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## （運営）

第5条 会長は、委員会を招集し、会議の議長を務める。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## （事務局）

第6条 委員会の事務局は、生涯学習部中央図書館に置く。

## （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成23年〇月〇〇日から施行する。

2 この要綱は、絵本の印刷製本完了をもってその効力を失う。